【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】　一件大槌 53

事業番号　◆D-4-3-2 事 業 名　県営住宅システム改修事業　大槌町	
事 業 費　総額 0.02 億円（国費 0.01 億円） （内訳：委託費 0.02 億円）	※他の事業地区（市町村）との合同事業であり、事業費は総額を事業地区数（６）で按分している。
事業期間　平成 24 年度～平成 25 年度	

事業目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた大槌町沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。

本事業は、基幹事業として実施する災害公営住宅の整備に伴い、入居要件の特例に係るシステム改修を行い、適正な入居者管理を行うことにより、被災者の生活再建を支援するものである。

事業地区

大槌町　※別紙の図面を参照

事業結果

＜対象：大槌町に整備した県管理の災害公営住宅＞

○　災害公営住宅の機能追加

従来の県営住宅と同様に入居者管理を行うため、新規で災害公営住宅のコードを設けた。

○　入居要件の特例等に係る機能追加

災害公営住宅入居者への敷金免除に伴い、敷金の納入がなくとも通常の入居者管理を行うよう調整を行った。

○　特別家賃低減措置への対応

収入月額が８万円以下の入居者について、10 年間の特別家賃減額措置を適用するよう機能を追加した。

事業の実績に関する評価

①　事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

［調査・分析］

○　令和２年８月末現在、４団地（屋敷前、大町、安渡、上町）220 戸を管理している。

（参考）令和３年４月１日時点
管理戸数：220 戸、入居世帯数：175 戸

○　新規入居者登録において、敷金が免除され、免除の承認書が発行されている。また、入居後は通常に家賃・駐車場利用料について適正に管理されている。

○　収入額が８万円以下の場合、新規入居時及び毎年の家賃決定時等において、自動的に特別家賃低減措置を適用した家賃が算出され、減免承認書が発行されている。

○　特別家賃低減措置が適用された住戸において、管理開始６年目以降に減額率が逓減する計算が適正に行われ、適正な時期に減免承認書が発行されている。

［評価］

上記のとおり、システムの改修によって、適正な入居者管理が行われ、被災者の生活再建に寄与していることから、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると

判断する。

② コストに関する調査・分析・評価

［調査・分析］

○ 地方自治法施行令等に基づき契約手続きを行っており、積算においては予算調整課（現：財政課）提示のソフトウェア開発単価を算定根拠として用いている。

○ 改修内容の決定においては、詳細なシステムの仕様確認と運用実態の把握により、必要最低限の改修となるよう努めている。

［評価］

上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、詳細なシステムの仕様確認や運営実態の把握によって、必要最低限の改修となるよう努めていることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

［調査・分析］

	想定事業期間	実際の事業期間
システム改修	平成 24 年度～平成 25 年度	平成 24 年度～平成 25 年度

○ 災害公営住宅の建設に合わせ、本事業のシステム改修は想定した事業期間で完了することができた。

［評価］

上記のとおり、当初の事業計画に基づき本事業を実施し、災害公営住宅における適正な入居者管理につながったことから、本事業の手法は妥当であったと判断する

事業担当部局

岩手県　県土整備部　建築住宅課（住宅管理担当）　電話番号：019-629-5931

別紙

◆Ｄ－４－３－２　県営住宅システム改修事業　大槌町

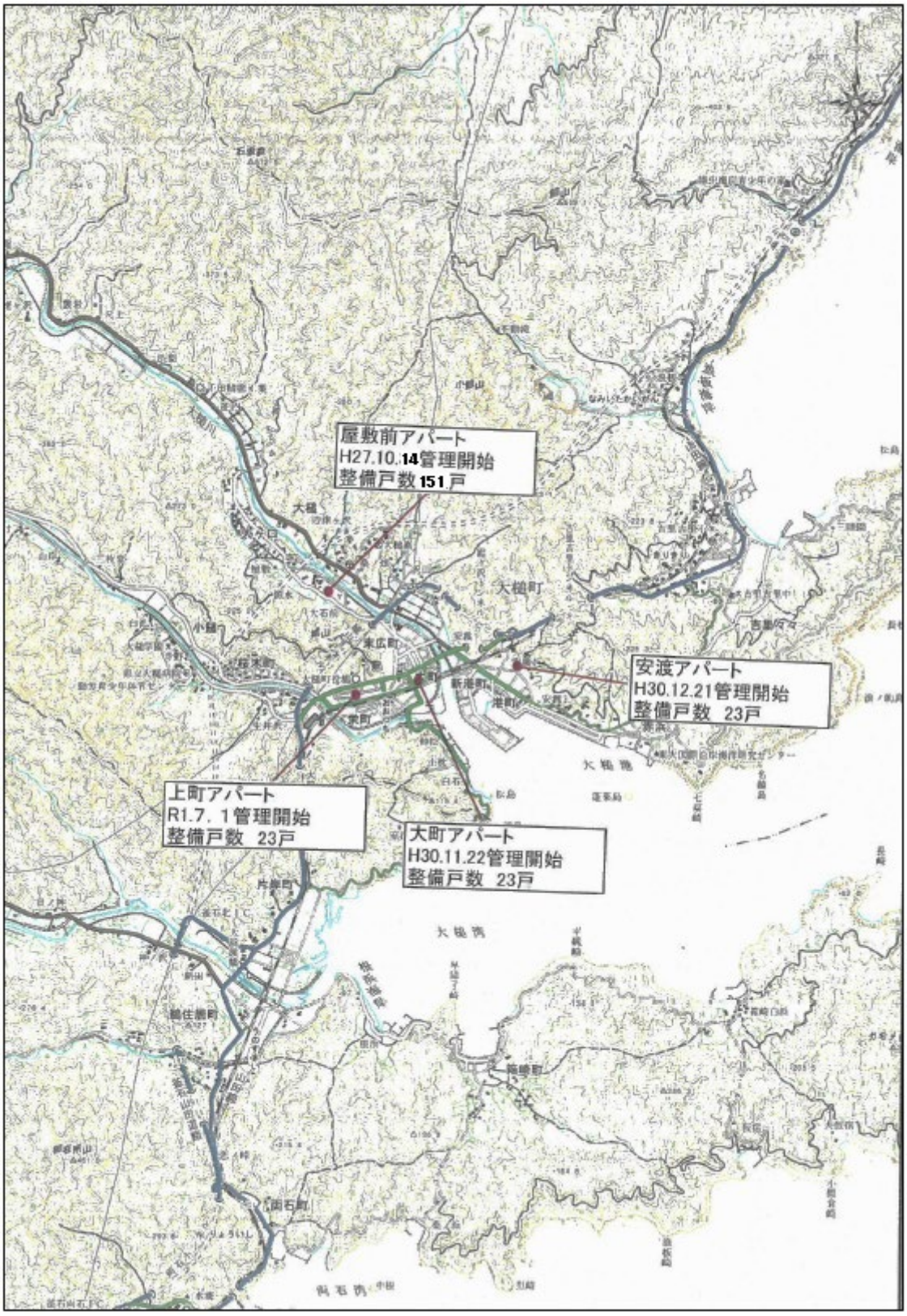

【位置図】